

全国 P O P s （残留性有機汚染物質）残留状況の監視事業

1 3 4 百万円（1 0 3 百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

POPs 条約の締約国としての義務を履行するため、条約対象物質の国内における環境汚染実態の長期継続的な監視と解析・評価等を行う必要がある。

また、東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄県）で高頻度の監視を行い、POPs 条約の有効性評価に役立てる。

さらに、今般中国における深刻な大気汚染問題に関連して、PM2.5 などの越境汚染による健康への影響が強く懸念されている中、有害性、難分解性、高蓄積性、そして長距離移動性を特性とする POPs についても大陸からの影響が懸念される。

大陸からの POPs 流入状況の的確な把握や PM2.5 との関連性の情報は、国民の健康に関する安全の確保にあたって、我が国における越境汚染対策を検討する上で重要な基礎資料として役立つものとなることから、特に暖房で石炭などの化石燃料の使用が増加、併せて偏西風の南下により中国からの影響を強く受ける寒冷期において高頻度の監視を実施する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）POPs 条約に基づく国内 POPs 残留状況の監視

①POP21 物質について、最新の汚染実態を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物（魚類、鳥類等）及びヒト生体等のモニタリング調査を実施する。

②東アジア地域のバックグラウンドと位置づけられている辺戸岬（沖縄県）において高頻度（調査頻度：3 日間（連続）/月×12 ヶ月）の監視を行う。

（2）POPs の越境汚染に係る高頻度監視

国内の人間活動の影響が少なく、かつ日本に対して大陸の影響を確認することに適した場所として、SPM や PM2.5 の測定情報が得られる一般環境大気測定局がある五島（長崎県）において、大陸からの POPs 流入状況を的確に把握するために、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度の POPs 残留状況の監視を実施する。

➤調査地点：五島（長崎県）

➤調査頻度：7 日間（連続）/月×6 ヶ月

3. 施策の効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとした POPs 条約第 11 条に係る義務を適切に履行することによって、得られた情報を POPs 条約第 16 条の条約の有効性評価に役立てるなど、国際的貢献にも寄与する。

また、POPs の越境汚染に係る高頻度モニタリングの実施によって得た情報は、国内における越境汚染対策に活用されるだけでなく、同様に深刻な大気汚染問題を抱える国の周辺国で越境汚染対策を考える上でも貴重な情報となるものであり、国際的貢献にも大きく寄与する。

POPs条約総合推進費 全国POPs(残留性有機汚染物質)残留状況の監視事業

平成26年度予算(案)額 134百万(103百万)、支出予定先 民間団体等

POPs (Persistent Organic Pollutants : 残留性有機汚染物質)

①毒性があり ②難分解 ③高蓄積性 ④長距離移動性

調査概要

(1) POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視

全国規模でのPOPsモニタリング調査

東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬(沖縄)での調査

(2) POPsの越境汚染に係る高頻度監視【新規】

調査地点：五島(長崎県) ← 国内における人間活動の影響が少なく、大陸の影響を確認することに適しており、SPM・PM2.5を24時間常時監視している一般環境大気測定局

調査頻度：7日間(連続)/月×6ヶ月 ← 越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度調査を実施

POPs条約締約国としての義務を適切に履行
大陸からのPOPs流入状況の的確な把握

